

小規模多機能型居宅介護〔要介護・要支援〕 短期利用型 利用料金表

■ 別添 - 3

小規模多機能 いけぶくろ

1. 基本料金

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額（10割）	利用者負担（1割負担）	利用者負担（2割負担）	利用者負担（3割負担）
要支援Ⅰ	424	4,706	471	942	1,412
要支援Ⅱ	531	5,894	590	1,179	1,769
要介護Ⅰ	572	6,349	635	1,270	1,905
要介護Ⅱ	640	7,104	711	1,421	2,132
要介護Ⅲ	709	7,869	787	1,574	2,361
要介護Ⅳ	777	8,624	863	1,725	2,588
要介護Ⅴ	843	9,357	936	1,872	2,808

2. 各種加算

【1日単位で算定される加算】

単位 円/日

該当	加算項目	算定要件	単位数	費用額（10割）	利用者負担（1割負担）	利用者負担（2割負担）	利用者負担（3割負担）
	サービス提供体制加算Ⅰ	①②のいずれか該当 ①介護福祉士が70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	25	277	28	56	84
	サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上配置	21	233	24	47	70
○	サービス提供体制加算Ⅲ	①②③のいずれか該当 ①介護福祉士40%以上配置 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の職員30%以上	12	133	14	27	40
○	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用する事が妥当であると判断した場合に利用を開始した日から起算して7日を限度とする。	200	2,220	222	444	666

- ※ サービス提供加算については、昨年の資格保有者等により毎年変更となります。変更となった場合は文書（本書類）による通知と利用票にて確認させていただきます。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算については、算定要件に該当する場合のみ算定する。7日を限度として算定するとは、利用開始後8日目以降の短期利用の継続を妨げるものではありません。

【介護職員等処遇改善加算】（2024年6月から運用。処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算の一本化）

該当	項目	単位数（算定要件）
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総報酬単位数に14.9%を乗じた単位数
○	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総報酬単位数に14.6%を乗じた単位数
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総報酬単位数に13.4%を乗じた単位数

- ※ 地域区分は、Ⅰ級地【1単位＝11,10円】になります。
- ※ 利用者の状態やその家族の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急(必要)と判断し、あらかじめ7日以内、やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が対象となります。
- ※ 適用欄○で示す加算項目が対象(一部除く)となりますが、事業所の体制などにより変更する場合があります。
- ※ 提供したサービスの合算額に対して、利用者負担分1割、2割、3割負担を算出しますので、端数処理に違いが出る場合があります。

【裏面あり】

3. その他の料金【別途実費負担分】

食事提供費	1日 1,490円 朝食 320円 昼食 530円 夕食 560円 おやつ 80円
宿泊費	1泊 3,000円 日常生活費1泊 50円
レクリエーション材料費	実費精算
教養娯楽費 (外出・催し物など)	実費精算
その他日用品費	実費精算
洗濯代/回	100円 【希望する場合】
紙おむつ代/枚	120円 【希望する場合】
リハビリパンツ/枚	100円 【希望する場合】
パット代/枚	30円 【希望する場合】
通院付添/30分	750円
通院送迎費/km	50円 【施設車輛使用の場合】

- * 前日の12時までにキャンセルのご連絡を頂けない場合には、キャンセル料が発生いたします。
- * 「泊り」予定に緊急でご自宅に戻られた場合、20時以降の帰宅に関しては、宿泊費が発生します。
- * 公共機関を利用し通院などした場合の交通費は、付き添い職員分を含めて実費徴収になります。